

岐阜県公報

第二千三百三十七号
平成二十四年四月十三日

(金曜日)

目次

告示

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定

解除予定保安林とする旨の通知
建築基準法に基づく道路の位置指定

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請
土地改良事業の工事の完了
基本測量の終了
公共測量の終了

岐阜県告示第百九十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項に規定する指定区域を指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十四年四月十三日

岐阜県知事 古田 肇

廃止済産業廃棄物最終処分場に係る指定区域

指定番号	所在地	埋立地の区分
産 三四 三七番	羽島市桑原町小敷字東田八三六番、八三七番	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」といふ。）第十二条の三十一第一号に掲げる埋立地
産 三五	大垣市桑田町五丁目八番一、九番	規則第十二条の三十一第二号に掲げる埋立地
産 三六	養老郡養老町瑞穂字神代八八〇番二	規則第十二条の三十一第二号に掲げる埋立地
産 三七 番	大垣市十六町字中林八五七番、八五八番	規則第十二条の三十一第二号に掲げる埋立地
産 三八	大垣市静里町字蓮町三二七番一の一部 三二七番二の一部	規則第十二条の三十一第二号に掲げる埋立地
産 三九	大垣市昼飯町字東町田四二八番一	規則第十二条の三十一第二号に掲げる埋立地

産 四〇	養老郡養老町瑞穂字大代一〇六三番一 の二部 一〇六三番一	規則第十二条の三十一第二号 に掲げる埋立地
産 四一	養老郡養老町瑞穂字大代一〇二八番、 一〇二九番 一〇三〇番	規則第十二条の三十一第二号 に掲げる埋立地
産 四二	大垣市桑田町一丁目六三番	規則第十二条の三十一第二号 に掲げる埋立地
産 四三	大垣市荒川町字木ノ本三五八番一	規則第十二条の三十一第二号 に掲げる埋立地
産 四四	養老郡養老町瑞穂字大代一〇七四番一、 一〇七四番二	規則第十二条の三十一第二号 に掲げる埋立地
産 四五	不破郡関ヶ原町大字松尾字皆田五三六 番一の一部	規則第十二条の三十一第二号 に掲げる埋立地
産 四六	大垣市赤坂町字釈迦堂八八番一、八九 番、九〇番	規則第十二条の三十一第二号 に掲げる埋立地
産 四七	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原字六反田二 八六九番一、二八七〇番一、二八七一 番三、二八七二番二、二八七五番四、 二八七六番一、二八七七番一、二八七 八番一、二八七九番一、二八八〇番一、 二八八〇番五	規則第十二条の三十一第二号 に掲げる埋立地
産 四八	海津市平田町今尾字元郭内四四二七番 一七	規則第十二条の三十一第二号 に掲げる埋立地
産 四九	海津市平田町今尾字元郭内四四二七番 一六、四四二七番一六	規則第十二条の三十一第二号 に掲げる埋立地
産 五〇	養老郡養老町京ヶ脇字京ヶ脇一五三一 番一の一部	規則第十二条の三十一第一号 に掲げる埋立地
産 五一	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原字下谷川三 〇四一番一、三〇四三番一、三〇四五 番、三〇四六番、三〇五一番、三〇五 二番、三〇五三番、三〇五四番、三〇 五五番、三〇五六番、三〇五七番、三 〇五八番、三〇五九番、三〇六一番、	規則第十二条の三十一第一号 に掲げる埋立地
産 五二	三〇六二番、三〇六三番、三〇六四番 三〇七四番一、三〇七四番二	規則第十二条の三十一第二号 に掲げる埋立地
産 五三	安八郡安八町中字六反三八三番一	規則第十二条の三十一第二号 に掲げる埋立地
産 五四	大垣市桑田町六丁目八番一、八番二 大垣市野口二丁目一〇三番一の一部、 一〇三番二の一部	規則第十二条の三十一第二号 に掲げる埋立地
産 五五	大垣市横曾根四丁目四七番一、四七番 二	規則第十二条の三十一第一号 に掲げる埋立地
産 五六	大垣市中川町一丁目六三番三の一部、 六三番四の一部	規則第十二条の三十一第二号 に掲げる埋立地
産 五七	大垣市中川町一丁目八九番一、八九番 三、八九番四、八九番五、八九番六、 八九番七、八九番八、八九番九、八九 番一〇、八九番一一	規則第十二条の三十一第二号 に掲げる埋立地
産 五八	美濃加茂市蜂屋町矢田二八番一の一部	規則第十二条の三十一第一号 に掲げる埋立地
産 五九	可児市土田字渡二六四五番の一部	規則第十二条の三十一第一号 に掲げる埋立地
産 六〇	加茂郡八百津町上飯田字大屋一四八八 番の一部	規則第十二条の三十一第一号 に掲げる埋立地
産 六一	加茂郡八百津町上飯田字大屋一四九二 番の一部、一四九四番の一部、加茂郡 八百津町和知字附出し二六七五番一の 一部、加茂郡八百津町和知字貴舟二七 八三番一の一部、二七九〇番の一部	規則第十二条の三十一第一号 に掲げる埋立地
産 六二	加茂郡川辺町福島字長谷三四二番一、 三四二番二	規則第十二条の三十一第二号 に掲げる埋立地
産 六三	可児郡御嵩町御嵩字平芝二一四三番一 〇、二一四三番一一	規則第十二条の三十一第一号 に掲げる埋立地
産 六四	美濃市大字曾代字下力ヨカ六七番一の 一部	規則第十二条の三十一第一号 に掲げる埋立地

産 六五	美濃市大字曾代字毛鹿洞一七番二三の一部	規則第十二条の三十一第二号に掲げる埋立地
産 六六	美濃市大字曾代字毛鹿洞一七番二三の一部、美濃市大字曾代字中水ヶ洞一六六番一の一部、美濃市大字曾代字下 水ヶ洞一六七番一二の一部	規則第十二条の三十一第二号に掲げる埋立地

岐阜県告示第九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十四年四月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

土岐市土岐津町土岐口字西山二九九の一五五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

岐阜県告示第二百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十四年四月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

郡上市大和町栗巣字中並一四四三の二、一四四五の二、字落合一五五一の二、一五二の二、一五五二の三、一五五三の三、一五五三の五、一五五六の六、一五五六の七
二 保安林として指定された目的
水源のかん養
三 解除の理由
農道用地とするため

岐阜県告示第二百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十四年四月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

郡上市美並町高砂字森下六五二の四、六五三の五、六八七の三（次の図に示す部分に限る。）、字赤小場七〇三の六、七〇三の八（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により公告する。

平成二十四年四月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜建築事務所

位 置	幅員 (メートル)	延 長 メ ー ト	指 定 番 号	指 月 日 定
羽島市竹鼻町狐六字寺東一二四〇番四	五・〇〇	四・六	岐建築第八号の三二	平成 二四・二・二〇
瑞穂市穂積字野口一三二七番六	五・〇〇	二・七六	岐建築第八号の三三	同 三・三
同 市稲里字一ノ町四三番九	四・五〇	三・三	岐建築第八号の三四	同 二・七
本巣市文殊字南当門道北五二〇番九及び同番一三	五・〇〇	六・〇〇	岐建築第八号の三五	同 三・二
羽島市正木町不破一色字西口三三五番四	四・八二	三・八〇	岐建築第八号の三六	同 三・六

西濃建築事務所

位 置	幅員 (メートル)	延 長 メ ー ト	指 定 番 号	指 月 日 定
揖斐郡池田町上田字井尻五八番四	六・〇〇	五・六	西建築第一一五号の一	平成 二四・二・二五

(道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。)

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年四月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年三月七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人NPOラポールぎふ清流塾
- 三 代表者の氏名 長坂 廣幸
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市加納愛宕町一八番地一愛宕住宅三二八号室
- 五 定款に記載された目的 この法人は、求職者、就職者、転職者に対して、カウンセリング、職業能力開発、意識改革、適性診断、技術教育・研修等に関する事業を行い、彼らの就業、職業に係る問題の改善や解決を図ることにより、誰もが生きがいのある、豊かで人間らしい社会の発展に寄与することを目的とする。

土地改良事業の工事了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事了年月日
県営かんがい排水事業	岐阜中流地区	平成三三・三・二五

土地改良事業の工事了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月十三日

岐阜県知事 古田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
経営体育成基盤整備事業	下池西部地区	平成二四・三・二三

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月十三日

岐阜県知事 古田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
	ため池等整備事業	大藪地区

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十四年四月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（東北地方太平洋沖地震に伴う高精度三次元測量）

三 作業期間

平成二十三年十一月一日から
同 二十四年三月二十三日まで

四 作業地域

岐阜市、中津川市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、可児市、加茂郡坂祝町及び可児郡御嵩町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所

二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

三 作業期間

平成二十三年十一月五日から
同 二十四年三月二十三日まで

四 作業地域

高山市清見地区

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により本県市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

本巢市

二 作業種類

公共測量（道路台帳更新）

三 作業期間

平成二十三年五月二十日から

同 二十四年三月二十三日まで

四 作業地域

本巢市全域

平成二十四年四月十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三一
岐阜文芸社